

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和4年6月16日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時50分 散会

付託事件

議案第56号中別表中歳出中第6款及び第7款，議第11号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

① 議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）

② 議 第11号 水戸市納豆の消費拡大に関する条例

2 出席委員（7名）

委員長	飯 田 正 美 君	副委員長	後 藤 通 子 君
委員	小 泉 康 二 君	委員	渡 辺 政 明 君
委員	内 藤 丈 男 君	委員	五十嵐 博 君
委員	安 藏 栄 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職，氏名

産業経済部長	長 谷 川 昌 人 君	産業経済部参	川 崎 幹 男 君
産業経済部参事兼観光課長	小 林 一 仁 君	商工課長	楢 崎 芳 明 君
農政課長	後 藤 俊 之 君	農業環境整備課長	三 村 隆 君
農産振興課長	永 盛 光 郎 君	公設地方卸売市場長	宮 田 正 一 君
消防局長	大 内 康 弘 君	消防次長	勝 村 俊 則 君
消防局参事	箕 輪 重 美 君	北消防署長	石 田 宏 一 君
南消防署長	猿 田 純 夫 君	消防総務課長	大 信 成 人 君
消防救助課長	高 畠 和 巳 君	救急課長	栗 原 政 人 君
農業委員会事務局長	横 山 英 雄 君	農業委員会事務局次長	吉 川 正 浩 君

6 事務局職員出席者

書 記 大 内 し お り 君 書 記 堀 江 良 君

午前10時 0分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、河原井火災予防課長が忌引のため欠席の連絡がございましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、市長提出の議案第56号、議員提出の議第11号であります。

それでは、審査の進め方について、お諮りします。

委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず、執行部に市長提出議案の説明を求め、次に質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に議員提出の議第11号について提出者から説明を求め、質疑を行い、その後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより執行部から順次、提出議案の説明を願います。

なお、執行部から補正予算関係資料の提出を受けておりますので、御了承願います。

それでは、議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）について、執行部から説明願います。

初めに、第6款農林水産業費について後藤農政課長。

○後藤農政課長 それでは、議案書③、3ページをお開き願います。

市議会議案第56号 令和4年度一般会計補正予算（第3号）中産業消防委員会所管分につきまして御説明いたします。

内容につきましては、議案書④令和4年度補正予算に関する説明書の8、9ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、3目農業振興費におきまして、原油価格、物価の高騰に対する緊急対策といたしまして、農業政策の主力である担い手等に交付する支援金といたしまして、8,600万円を補正するものでございます。

恐れ入りますが、詳細につきましては、お手元に配付しております農政課提出の議案第56号参考資料に基づき、説明をさせていただきます。

農業担い手緊急支援金につきましては、農業経営が原油価格、物価高騰の影響が大きく、価格への転嫁が難しいため、転作に取り組む水田農家及び畑地で園芸作物を生産する認定農業者、新規就農者等を対象としております。支給額につきましては、水田農家へ10アール当たり3,000円、畑作の認定農業者、新規就農者等へは10アール当たり1万円としております。

事業費につきましては、8,600万円としており、件数につきましては、水田農家は転作の支援制度であります経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金の申請者340経営体で、面積が1,400ヘク

タール、畑作を行う認定農業者等につきましては290経営体、440ヘクタールを見込んだものでございます。6款農林水産業費につきましてはの説明は以上でございます。

○飯田委員長 次に、第7款商工費について、検崎商工課長。

○検崎商工課長 それでは、続きまして議案書④、8、9ページをお開き願います。

7款1項商工費につきましては、2目商工業振興費におきまして、原油価格高騰による燃料費や電気料上昇の直接的な影響を受けている道路貨物運送事業者及びものづくり事業者の事業継続を支援する経費として、1億2,350万円を補正するものでございます。

詳細につきましては、お手元に配付しております商工課提出の議案第56号参考資料に基づき御説明させていただきます。

まず、道路貨物運送事業者緊急支援金につきましては、燃料費上昇の直接的な影響を受けている道路貨物運送事業者に対し、事業継続を支援するものでございまして、令和4年1月から令和4年6月までのいずれかの1か月の燃料費が前年同月比で20%以上増加している法人及び個人事業主を対象とするものでございます。支給額につきましては、法人で10台以上の車両を所有している事業者が50万円、10台未満の車両を所有している事業者が25万円、個人事業主が10万円としております。事業費につきましては、6,350万円としており、件数につきましては、経済センサスにおける業種別の事業者数等を踏まえまして、法人150件、個人事業主10件を見込んだものでございます。

恐れ入りますが、裏面2ページを御覧願います。

次に、ものづくり事業者緊急支援金につきましては、電気料上昇の直接的な影響を受けているものづくり事業者に対し、事業継続を支援するものでございまして、令和4年1月から令和4年6月までのいずれかの1か月の電気料が、前年同月比で20%以上増加しており、かつ、5,000キロワット以上の電気を使用し、製造業を営む法人及び個人事業主を対象とするものでございます。支給額につきましては、月1万キロワット以上の電気を使用する事業者が20万円、月5,000キロワット以上1万キロワット未満の電気を使用する事業者が10万円としております。事業費につきましては、6,000万円としており、件数については、経済センサスにおける業種別事業者数等を踏まえまして、400件を見込んだものでございます。

なお、本支援金の受付につきましては、本議案の議決をいただいた後、速やかに開始してまいりたいと考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○飯田委員長 以上で、市長提出議案についての説明は終了しました。

それでは、これより質疑を行います。

議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中別表中歳出中第6款（農林水産業費）及び第7款（商工費）について、質疑のある方は発言を願います。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 この補助金につきましては、本当に大変な状況なので大変すばらしいと思っておりますけれども、例えば、農林水産業費では、5番目のところに340経営体と。あるいは、ものづくりのところは200件、そして、商工費のほうでは150件とありますけれども、全てが、例えば補助金を受けられたと

して、大体全体の何割ぐらいなのかというのをちょっと知りたいんですけども。そのところちょっと教えていただきたいと思います。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの五十嵐委員の対象の件数が全体のどれぐらいの割合かというような御質問にお答えいたします。

農林水産業費につきましては、水田農家及び園芸作物を行う認定農業者ということで、630件を見込んでございますけれども、水戸市の販売農家が約2,100件でございますので、おおむね30%ということとなります。

以上です。

○飯田委員長 楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 続きまして、商工費のほうの支援金の件数でございますけれども、まず、道路貨物運送事業者緊急支援金のほうにつきましては、こちらの経済センサスの事業者数のほうが約150件となっております、全体をカバーするような件数を見込んでございます。それから、ものづくり支援事業者緊急支援金につきましては、水戸市内の製造業、こちら事業者数が約500件ございますので、おおむね8割をカバーする件数を見込んでございます。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 ありがとうございます。道路運送のほうはもう、ほぼカバーしているということで、ものづくりのほうも8割ということで、農業担い手緊急支援金は30%ということで、それ以上、もし出た場合とか、それを超えた場合はどういうふうになるのでしょうか。

○飯田委員長 楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 ただいまの、ものづくり緊急事業者支援金の見込みの件数が超えた場合の質問でございますが、見込み件数が超えた場合につきましては、予算の流用等対応して、事業者のほうに支援金を支給できるよう努めたいと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 これの流れというか、申請してどのぐらいの期間でそういうふうになるか、スケジュールが分かれば教えてください。

○飯田委員長 楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 ただいまの支援金支給までのスケジュールでございますけれども、受け付けてから実際の支援金をその業者に支給するまでの期間といたしまして、3週間から4週間程度を見込んでございます。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの、今後のスケジュールに関する五十嵐委員の御質問にお答えいたします。

農業費につきましては、交付の要項等を定めて、その後申請をいただくというような事務作業を進めて、9月上旬の交付を目指してまいります。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 順番を間違えてしまったのですけれども、申請の手続というのは、結構いろいろな国の補助金とかほかのこともありますけれども、ちょっとなかなか苦勞しているところが多いので、この点については、できるだけ簡素化にして、スムーズにしていっていただきたいのですけれども、その辺の手続はどんな感じでしょうか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの、申請書についての五十嵐委員の御質問にお答えします。

まず、農業費につきましては、水田農家及び認定農業者の工作面積等を市のほうで把握しておりますので、それに合致した申請内容ということを確認した上で、交付していく予定としてございます。

○飯田委員長 楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 商工費の緊急支援金の手続につきましては、書類のほうにつきましては、これまで同様コロナの緊急対策で、確定申告の写しであるとか、申請書であるとか、かなり簡素化した形で申請を受け付けておりますので、そちらのほうを踏まえながら、今回新たに電気料ですとか、燃料費のほうを条件として入ってまいりますので、その辺を確認する書類を追加するという対応のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○飯田委員長 そのほかございますか。

小泉委員。

○小泉委員 今の五十嵐委員の質問の関連なのですけれども、農業担い手緊急支援金に関して、申請に伴っての、もともと周知の部分というのはどのような方法になるのかということと、あとはこちら側で該当する経営体の方々を把握しているということだと思うので、そこに、通達が行くのか、もしくはネットに出すだけで、もしくは市報で掲示するだけなのか、どうしても9月頃の目標という話でしたけれども、稲刈りのシーズンで大変忙しい時期になってきたりとかしますので、緊急かつ速やかに資金を提供するというのを考えると、より、こう分かりやすく周知することが大事なかと思うのですけれども、その点、もう一回お聞かせください。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの小泉委員の周知の方法についての御質問にお答えいたします。

今回、この農業担い手緊急支援事業をお認めいただいた後、交付時期がある程度見えてきましたら、ホームページ等でお知らせするとともに、対象者に直接案内文と申請書をお送りしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 御答弁ありがとうございます。そのようにしていただければ、該当する方々が、申請漏れということがない形であると思えますし、申請するに当たっても、先ほどの委員のお話と同じように、丁寧かつ迅速な誘導というか、助言をしていただきながら進めていただきたいというふうにも思います。

あと1点は、最後の5番見込件数・対象面積で、経営体として出すという話なんですけれども、これは確認になるんですけれども、経営体ってなると30アール以上とかいろいろ、何を基準にというのはあったと思うんですけれども、以前から水戸市としては農業関係のこういった施策のときというのは、経営体に出しているんでしたっけ。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えします。

農業経営におきましては、法人及び個人、それから、経営体として親子の共同での認定農業者申請とかそういう複数のパターンがございますので、そういうものを一つの経営をしている業態といいたいでしょうか、主体を1経営体というふうなカウントで行っております。農家数ですと個人になってしまいますので、その辺は個人も法人もそういう共同経営も含めた経営をカウントするときの経営体というふうに使ってございます。以上です。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知いたしました。該当する方々には、案内を送付していただけるということなので、そういった方々に対して、ぜひ周知をお願いしたいと思います。あと、道路関係ではなくて、貨物の運送事業者というのは、単純な質問でちょっと失礼なんですけれども、トラック関係の配送というなりわいの方々でよろしいのでしょうか。

○飯田委員長 桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

道路貨物運送事業者につきましては、小泉委員がおっしゃるように、主にトラックの運送業それから、宅配便業、こういったものが主な事業となっております。

以上でございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。経済センサスの方の話で150件と10件という話だったと思います。きれいにその数字ということなんですかね。

○飯田委員長 桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

経済センサスの数値によりますと、法人が約140件、それから個人事業主が約10件ということになっておりますので、こちらを基にして見込みを立てたものでございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 ごめんなさい。私がちょっと聞き間違えたのですが、法人は140件、さっき説明では150件でしたけれど。

○飯田委員長 桧崎商工課長。

○桧崎商工課長 大変失礼いたしました。法人の見込みは150件ですが、こちらにつきましては経済センサスの数値から若干上乘せといえますか、ちょっと余裕を見た数値ということで、見込みを立ててございます。

以上でございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 すみません。同様の質問になるんですけども、ものづくりのほうは200件、200件という数字ですか。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

ものづくり事業者につきましては、法人のほうが経済センサスで言いますと、約180事業者、それから個人が約330事業者というような内訳になってございます。ですので、こちらの200件、200件の数字の見込みにつきましては、ほぼ法人については1万キロワット以上使用しているだろうという想定の下で、それに個人事業主の一部、1割程度ですけども、こちらを合わせまして200事業者というような形で、見込みを立ててございます。それから残りの個人事業主300事業者でございすけれども、こちらのうち、おおむね7割程度が5,000キロワット以上に該当するというような見込みを立てまして、こちらの件数とさせていただきます。

以上でございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますとこの数字は7割の見込みのほうでということで、200件と200件という形ということなんです。分かりました。あとは、この名称に関して、ものづくり事業者緊急支援金なんですけれども、確かに5,000キロワット、1万キロワット以上の電気消費というのはある程度工場系とか、そういったところがおおよそなんだと思うんですけども、ものづくり、まさに工場のイメージになるんですけども、それ以外のなりわいの方で該当するかもしれない業態って出てきたりするんですかね。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

メインはやはり工場になってくると思っておりますが、工場と言いましても規模の大小、例えばですけども、自分の自宅の一角を工場として使っているとか、そういったことも考えられますので、その規模の大小でございますが、いずれにしても工場とイメージする大きなものよりは、小さいものというのも、ここに入ってくるというふうには考えてございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 ものづくりと違うような業態であっても、5,000キロワット以上超えるのだったら該当にはなるっていう話でよろしいですかね。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの御質問にお答えいたします。こちらについては、いわゆる業種のほうで言いますと、日本標準産業分類で言いますと製造業を対象にしておりますので、基本的にはものづくりというところを行っている事業者が対象になるというふうに想定してございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。こちらの周知方法というのは、どういったものになるか、もう一回お聞かせい

できれば。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの周知に関する御質問にお答えいたします。

こちらの支援金の周知につきましては、これまでのコロナの支援金と同様、「広報みと」や市のホームページ、それからSNS等各種の広報媒体の活用をはじめとしまして、今回につきましては、ある程度業種を絞っているということもございますので、トラック協会であるとか、商工会議所の工業部会だとか、そういった業界団体のほうを通じまして、周知の徹底を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○飯田委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知いたしました。こちらに関しましては、やはり該当する方々に、まず、気づいていただく、認知していただいて、その後、申請のほうを上げていただくというのが重要だと思いますので、今御答弁いただきましたように、トラック関係であればトラック協会のほうがございますし、また、ものづくりのほうであれば商工会議所のほうでも、工業部会もそうですし、商業部会の中でも該当するような事業があるのかなと思ったりもしますけれども、そういう関係機関とぜひ連携して、該当者の気づき漏れといたしますか、そういったところ周知徹底をしていただいて、より活用していただければと。あと、迅速な提供ということができればというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。こちら意見です。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 2, 3質問させてもらいます。まず、今、小泉委員さんから言われた周知の方法なんですけれども、こちらの緊急支援の話と、今日いただいた資料には、水田活用直接支払交付金の申請を行うものとなって、前にいただいたこちらの資料は経営所得安定対策加入者という項目があるんですけれども、この辺の違いで、今、言われた申請の方法について何かそごがないかということを確認したいんですが、教えてください。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの安藏委員の対象者に関する御質問にお答えいたします。

今回、水田農家については、転作に取り組む方ということで、決定をさせていただいておりますけれども、経営所得安定対策の加入といいますと、補助メニューが多いものですから、より水田に限った内容を明確にするために、今回、水田活用直接支払交付金のほうに申し込んだ方ということで表記させていただいております。対象としては、当然お米を作られている部分、それから水田において小麦や大豆を作っている部分という形にしておりますので、そういったことで表記をより明確に厳格にしているということでございます。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 そうすると、この表記に書いてある両方のことで、対象者は変わらない、あるいは経営者とか安定定策のほうが多くなる可能性があるということですか。これどっちなの。この事業の支援の対象者の表記は、同じと考えていいんですかね。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの御質問にお答えします。

表記に若干相違がございますけれども、対象者としては同じという形になります。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 難しいんですよ。私みたいに年を取ってくると、いろんな補助金用のメニューがあるんだけど、なかなか理解しづらい。それで、申請に行くのが面倒くさい。こういうのがあるんだなと思ったとしても、多分漏れる方がかなりいるような気がするのだけれども、その辺はどういうふうな捉え方をしていますか。この対象になっている方のほとんどから申請があると思って出しているのか、ちょっと確認したいです。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの安藏委員の権利があるのに申請をしない方の対応についての御質問にお答えいたします。

今回の支援金につきましては、既に水田活用直接支払交付金というものが進んでいる状況の中で、対象者が今回の、緊急支援金の対象者が把握できるものですから、そちらについては直接郵送で申請書をお送りして、申請いただけない方には、直接電話等をして、申請を促して漏れないように努めていきたいというふうに考えてございます。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 せっかく市のほうでこういう対策が出てきた訳ですので、ぜひそのような親切な対応をよろしくお願ひしたいと思います。あと、この畑地のほうは、認定農業者、認定新規就農者っていう区分けになっているんですけども、この人数はすぐ分かりますよね。認定新規就農者が何人で、認定農業者の数字だけ教えてもらえますかね。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

認定農業者及び認定新規就農者の数でございますけれども、現時点では、認定農業者が285名、それから新規就農者が10名でございますが、認定農業者のうち、水田のみでやられていて認定されている方は(1)のほうに該当しますので、それを除きますと、(2)の対象者としては、260を想定してございます。

○飯田委員長 安藏委員。

○安藏委員 分かりました。この、(1)水田農家の話と、(2)の畑園芸作物ということで、多分この話は明日また、別の機会で話になると思うんですけども、この畑地において園芸作物を生産するという数、今、いろいろあると思うんですよ。ただ、水戸市として、いろいろ振興していく上で、大きなポイントになる事業かなと思っているんです。私は。それで、ぜひ畑作についての、今、言われた認定新規就農者が10名という話がありました。本当に期待している部分なんですけれども、ぜひこの部分の周知もしっかりして、額も違うようなんで、水田で3,000円、畑で1万円という数字が出ていますので、ぜひこの部分での振興の意味でも、この事業を漏れなく使ってもらえるように、親切な対応をしてもらえたらいいのかなと私は思っています。あとは、先ほど言ったみたいに、ちょっと戻っちゃうんですけども、申請主義なんですよ。当然、申請しなくちゃなんだけれども、その辺の何と言いますか、方法は以前からずっと同じだと思うんですけども、大変な事務事業になると思うんですよ。その辺のやはり、改革まではともかく、できるだけ簡単な方法で申請ができるような方法を、これからまた、構築していけたらということで意見として申し上げ

ます。ありがとうございました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺委員 それでは、議案第56号について幾つか質問させていただきます。

コロナ対策から3年目に入っていたということで、今から2年前の6月から特別定額給付金という10万円ずつ全国民に天から降ってきたようなお金で、皆大喜びというようなこともありました。それから、コロナ対策として持続化給付金とか、様々なそういう取組をしてきたというようなことで、何とか経済界、産業界が維持できているというようなことで、やはりこのタイムリーな対応がよかったのかなというふうに、今、感じております。今回そういうことで、農業の担い手と、道路貨物というようなことが出てきたというようなことで、ちょっと私農業のほうは勉強不足なところがありますけれども、今、専門の安藏委員のほうからる質問が出たところでございますので、ちょっと的が外れているような話で申し訳ないんですけれども、まず、この転作に取り組む水田農家ってありますよね。ちょっと参考的にこの、昨日の本会議なんかでも、転作で大豆とか、質問とか出ていましたけれども、この転作のほうは、大豆以外にどんなものがあるんですか。水戸市では。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの渡辺委員の転作の取組状況に関する御質問にお答えいたします。

水戸市におきましては、麦、大豆を転作作物として生産されておりますけれども、最近市で推進しております飼料用米、鶏などの飼料にさせていただくために米を作るということ、それから稲を白いラップでくるんで、発酵させて牛に食べさせる飼料用稲というものがございまして、そういったものも転作作物となつてございます。また、それ以外に陸田、井戸を掘って以前お米を作られていた場所などでは、野菜などを作っているというケースもございます。ということで、水田に主食用のお米以外を作るものを転作ということで位置づけてございます。

以上でございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、お米以外では転作しているのは、大豆、麦というのは小麦ですか、大麦ですか。小麦、あとは鶏とか豚とかの餌になる米というものをとおむね、水戸市内では作っているということですね。そうすると、あと、この畑・園芸作物となっているんですけれども、園芸作物というのは、これは例えばブドウとか、そういうものなんですか。花きとか、どういうものなんですかこれは。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの渡辺委員の対象の範囲に関する御質問にお答えいたします。

園芸作物につきましては、野菜、果樹、それからお花、そういったもの全般を指しておりますので、畑地においてお花も含めた農作物が生産されているもの全てを指してございます。

以上です。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 そうすると、見込み件数が340経営体と290経営体になっていますよね。これは専業農家

ではなくて兼業農家でもいいわけですね。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいま渡辺委員の対象者に関する御質問にお答えいたします。

290経営体を見込んでございますけれども、認定農業者の中には、兼業農家の方もいらっしゃいますので、そういった方も対象となります。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それで、先ほど支給額が水田の場合10アール当たり3,000円で、畑の場合、10アール1万円ということですが、何でこれ差がつくの。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいま渡辺委員の交付額に関する御質問にお答えいたします。

畑地につきましては、水田と比較しますと肥料及び農薬を多く使用するケースが多いこと、また、ハウスにおいては燃料を使うハウスもあるということから、単価が10アールで1万円という設定にさせていただいています。

以上です。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 これは、全国一律なのですか。だいたいほかのエリアでも同じこの3,000円と1万円ということになっているのですか。

○飯田委員長 後藤農政課長。

○後藤農政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の緊急対策といたしましては、本市独自の支援措置でございまして、その算出方法につきましては、水田については肥料とか農薬とか、光熱の動力、燃料費、そういったものを基に1反歩当たり、影響額が今回の原油高騰、物価高騰の影響額がおおむね3,000円と見込んでいるところでございます。また、畑作につきましても、先ほど言ったとおり、農薬等含めて1反歩当たり1万円と見込んだということでございます。全国的な数字としてはつかんでございません。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 分かりました。要は、大豆とか麦とか、そういう飼料用米というのは、そんなにいわゆる燃料代とか、また、肥料代がかからないよということなんでしょう。いわゆる畑作のほうが手がかかるので金額が多いということなんだよね。別にこれは、ごく常識的で当たり前だということでもいいんだね。そういうふうに理解して。なんでこんなに少ないんだとかなんて後になって言われても困っちゃうので。それでいいというようなことで、分かりました。すみません。勉強不足なものですから。

それと、ものづくり貨物運送緊急支援なんですけれども、先ほども話が出ていたのだけれども、今回トラックとかにしたというのは、前の段階でバスとかにはそういう支援金を出していたと、給付金を出していたというようなことで、今回トラックになったという理解でいいんですか。

○飯田委員長 楢崎商工課長。

○楢崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

旅客のほうにつきましては、コロナの支援金のほうで、該当するということもありまして、また、この道路貨物につきましては、燃料費のそれ以外のところで、かなり燃料費高騰の影響を直接的に受けているというのを勘案しまして、こちらのほうを支援対象とさせていただいたところがございます。

以上でございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 要は、前に出していたからじゃないよということでもいいんですか。今回は、そのトラックに絞ったよということですね。燃料なんだから、大体皆同じように上がっていて、バスなんかも重油も上がっているよね。それで効率の悪い燃料の消費の多い、そういう古い型のバスが多く走っているんで、バス会社は大変だなと実は個人的には感じていたんですよ。今回、それを道路の貨物のほうに絞ったということなんで、それはそれでしょうがないのかなとは思いますが、やはり、ある意味その辺の状況などもしっかり精査していただいて、農業のほうは自分で考えたという話でございますので、そういう部分も金額を多くして、少なく上げるのか、金額を少なくして、さらにたくさんの人たちに配るのかと、そういう方法論もあるかと思えます。それで、ものづくりのほうでは50万円、25万円とか電気代のほうでも出ているんだけど、一般論でちょっと聞かせてもらいたいたいんだけど、例えば1月から6月までいずれか1か月の電気料が、前年同月比で20%増加していれば出しますよということで、いずれの1か月だから今年1月から6月まで電気料が、例えば、去年と比べて1月が15%、2月が17%、3月が16%、ずっと来て20%にはなっていないと。でも、大体20%に近いところで推移しているというようなところはもらえないんだよね。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるように20%の増というのが基準となつてございますので、この令和4年1月から、令和4年6月のうちの1か月、どれも20%を超えていないという場合につきましては、対象外ということになってまいります。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 例えば17%と20%、3%しか変わらないんだけど、ずっと1月から6月まで、これ燃料は上がっていますから、2月24日にロシアがウクライナに侵攻してから徐々に右肩上がりになっている。ですから、普通にでも上がっているというようなことで、意外とそういう人もいるのかなと感じたものですか。例えば、1月から6月まで上がり幅が例えば6%、7%だと前年対比で上がっていたと。ただ5月だけが20%以上になっていたと、21%だとこれは対象になるんだよね。

○飯田委員長 榎崎商工課長。

○榎崎商工課長 ただいまの渡辺委員の御質問にお答えいたします。

委員御指摘のとおり、この期間で一月、この中から一月どこかでも20%以上超えていけば、対象になってまいりますので、先ほどの委員のおっしゃるケースにつきましては、対象となるという形になります。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 税の公平、公正、公明性などをちょっと鑑みますと、やはり使い方として、私なんかはできれ

ば多くの方に少しでも、売上げが前年対比で20%いかない、ということなんでその辺のところはちょっと心配だったものですから、ここからはちょっと、話は変わるんですけども、つい先日のニュース報道で、持続化給付金の不正受給でいわゆる10億円、もう1人は省庁の方が2億円と、そういうのが最近ぼろぼろ出ているんだよ。やはり行政というのは性善説、善意に基づいて、これ対応してきているというところで、それを逆手に取って悪意を持って、こういう制度を利用して私腹を肥やそうというような、そういう人が増えてきているというのも事実なんです。ある調査によると、氷山の一角で、個人の給付なんかについても非常に曖昧で、何かそういう悪いことをする悪意に満ちた人が多いよというような統計が出ていたそうなんです。私数字は見逃したのですけれども、今まで水戸市のほうでずっとそういう対応をしてきて、そういう事例というのはあったんですか。

○飯田委員長 梶崎商工課長。

○梶崎商工課長 ただいまの渡辺委員のこれまでの不正受給、こちらのほうがあったのかという御質問でございますが、水戸市のこれまでのコロナの給付金に関しましては、不正受給のほうはないというふうに判断してございます。

以上でございます。

○飯田委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 例の持続化給付金のほうは、手続が簡単ということ、それと同時にチェック機能が働かなかったという2つの面があって、こういう大きな不正が行われたというようなことなんですけれども、行政は市民のために、企業のためにという善意に基づいてやってきているわけなんですけれども、例えば不審なところがあった場合は、これ血税ですからしっかりその辺のところを見極める、チェックする、そういう機能を充実するのも私は善良な市民に対する責務だというふうに感じておりますので、ぜひその辺のところについても、一応性善説ではやっているんですけども、数字とか申請の仕方とかそういうものについて変だとかいうものがあつたら、やはりちょっと思い出してほしいのは、どういうお年寄りでも、今、介護保険をいただいている方でもしっかり税金を納めてやっているわけですよ。そういう人たちのこともちょっと考えながら御対応いただきたいというようなことを要望して、私はこの議案については賛成の立場で、質問いたしました。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第56号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、市長提出議案についての質疑は全て終了しました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、本日の産業消防委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時18分 散会